

佐賀県告示第166号

海岸保全区域の指定（昭和53年佐賀県告示第551号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。				海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。			
有明海沿岸				有明海沿岸			
海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
鹿島海岸	七浦地区海岸	七浦干拓地先海岸	起点 鹿島市大字音成字龍源寺捌丙1985番地地先 終点 鹿島市大字音成字龍丙484番地2地先 延長 3,372.9メートル（施設延長 堤防2,847.5メートル 樋門58.9メートル（潮遊池排水樋門7.4メートル塩屋樋門の堤防内埋込部分7.5メートル塩屋樋門出突部分32.4メートル貯水池取付樋門11.6メートル）導流堤423.4メートル） 区域の幅 堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50メートル	鹿島海岸	七浦地区海岸	七浦干拓地先海岸	起点 鹿島市大字音成字龍源寺捌丙1985番地地先 終点 鹿島市大字音成字龍丙483番地2地先 延長 3,372.9メートル（施設延長 堤防2,847.5メートル 樋門58.9メートル（潮遊池排水樋門7.4メートル塩屋樋門の堤防内埋込部分7.5メートル塩屋樋門出突部分32.4メートル貯水池取付樋門11.6メートル）導流堤423.4メートル） 区域の幅 堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50メートル

改正前					改正後				
				<p>ル、水面の方向へ50メートル。ただし、陸域で潮遊池の存する部分については潮遊池内堤の耕地側法尻まで、標杭から終点の方向に耕作道路の存する部分の606メートルまでについては耕作道路の耕地側法尻まで、及びその先から終点までの156.5メートルについては17メートルとし、<u>水域のうちで浜漁港区域と重複する部分については10メートル。及び</u>標杭から終点までは8メートルとする。</p> <p>なお、陸域には塩屋樋門を含むものとする。</p> <p>標杭の位置 終点から起点の方向へ762.5メートルの地点の</p>					<p>ル、水面の方向へ50メートル。ただし、陸域で潮遊池の存する部分については潮遊池内堤の耕地側法尻まで、標杭から終点の方向に耕作道路の存する部分の606メートルまでについては耕作道路の耕地側法尻まで、及びその先から終点までの156.5メートルについては17メートルとし、<u>水域で標杭から終点までは8メートルとする。</u></p> <p>なお、陸域には塩屋樋門を含むものとする。</p> <p>標杭の位置 終点から起点の方向へ762.5メートルの地点の</p>

改正前				改正後			
			堤防天端裏法尻				堤防天端裏法尻